

みなとみらい21 エリアマネジメント活動助成事業 平成29年度 提案の手引き



平成28年度 活動の様子

提案募集期間：平成28年12月1日（木）～平成29年1月20日（金）

1 趣 旨

一般社団法人横浜みなとみらい21では、みなとみらい21地区におけるエリアマネジメントに資する活動を募集し、選考委員会による公開選考を経て、採択された提案グループに対してその活動資金を提供する『みなとみらい21エリアマネジメント活動助成事業』を実施しています。

当事業は、みなとみらい21地区の環境や地域の価値を維持・向上を目的に実施するもので、一般社団法人横浜みなとみらい21の会員企業・団体約120社の会費によって支えられています。

企業や市民活動団体、学生等、みなとみらい21地区を魅力的な街にするための街づくり活動に参加していただける皆さんを募集します。

エリアマネジメントとは

地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主、地権者等による主体的な取り組み

「良好な環境や地域の価値の維持・向上」には、快適で魅力に富む環境の創出や美しい街並みの形成、資産価値の保全・増進等に加えて、人をひきつけるブランド力の形成や安全・安心な地域づくり、良好なコミュニティの形成、地域の伝統・文化の継承等、ソフトな領域のものも含まれます。

(国土交通省発行「エリアマネジメント推進マニュアル」より)

2 助成の対象

(1) 助成の対象となる活動

みなとみらい21地区におけるエリアマネジメントに資する活動です。

《エリアマネジメントに資する活動の例》

- 地域の防犯性の維持・向上
巡回パトロールなど
- 地域の快適性の維持・向上
美化活動、緑化活動、花いっぱい活動など
- 地域の広報
ウェブや広報誌等による情報発信、プロモートイベントの開催など
- 地域経済の活性化
名産等の創出、新たな企業・事業主・経営者のインキュベートなど
- 地球環境問題への配慮
省資源化等のソフト面の活動など

- 地域コミュニティ形成
イベント等による交流機会の創出など
- その他
講座やセミナーの開催、調査や資料収集など

《対象外となる活動》

- 営利を目的とする活動、宗教的活動及び政治的活動

(2) 助成の対象となる活動期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(3) 助成の対象となるエリア

みなとみらい21地区全域（中央地区、新港地区、横浜駅東口地区）



— みなとみらい21地区

(4) 助成金の対象経費

助成を受けて行う活動によって直接発生する経費が対象になります。以下の事例にならない経費は、事務局にご相談ください。

《助成の対象となる経費の例》

- ① チラシ等のデザイン委託費及び印刷製本費
- ② チラシ等の郵送費（電話又は電子メール等の通信費は除く。）
- ③ 会場使用料又は機材等賃借料
- ④ 助成グループでは実施が困難な会場設営又は機材運搬等の委託費
- ⑤ イベント等の開催に必要な保険料
- ⑥ 用紙等事務用品費又は材料費（いわゆる消耗品に限る。）
- ⑦ 外部講師等への謝礼
- ⑧ 活動の実施にあたって雇用したアルバイトの人件費
- ⑨ 打合せ、イベントの開催にかかる助成グループメンバーの交通費

※ アルバイト人件費及び助成グループメンバーの交通費の合計費用は、交付を受けようとする助成金の額の2分の1以内とすること。

《助成の対象とならない経費の例》

- ① イベントや打合せ時の飲食費
- ② 電話や電子メール等の通信費（個人利用と活動利用の区別がつかないもの）
- ③ デジタルカメラなどの長期間使用可能な備品（使用目的が本活動に限らないもの）

3 提案の資格

みなとみらい21地区の魅力的な街づくりをテーマに、継続して活動している、又は継続して活動しようとしている**3人以上のグループ**とし、横浜市在住、在勤、在学、国籍は問いません。

なお、次に掲げる者は提案の資格がないものとし、助成の対象になりません。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- ② 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）
- ③ 法人にあっては、代表者又は役員の中に暴力団員に該当する者があるもの
- ④ その他の団体にあっては、代表者が暴力団員に該当するもの

4 助成の内容

【みなとコース [上限5万円]】

手軽に地域活動を始めたいグループや活動がまだ定着していないグループ、学生のまちづくり活動を支援します。

助成金額	上限5万円
助成回数	1グループ1回のみ
選考方法	書類審査にて、可否を決定します。

【みらいコース [上限50万円]】

十分な活動資金を受け地域活動を行いたいグループ、継続して活動している又は継続して活動しようとしているグループの活動を支援します。

助成金額	上限50万円（対象経費合計の5分の4以内の額）
助成回数	類似の活動については3回まで ※みなとコースでの助成回数を除く
選考方法	書類審査（第1次審査）及び公開選考会（第2次審査）にて、可否及び助成金額を決定します。

5 提案の手続き

(1) 提出書類

- ① 助成金交付申請書（第1号様式）
- ② 提案書（第2号様式）
- ③ 収支予算書（第3号様式）

※ 様式は、以下のウェブサイトからダウンロードできます。

「横浜みなとみらい21 エリアマネジメント」サイト

⇒ <https://www.ymm21.jp/emga/emdetail.html>

提出書類は返却しませんので、必ず写しを保管してください。また、提出書類の作成や提出に要する費用は、提案グループの負担となります。

(2) 提案の受付（事前確認）

提出書類に必要事項をご記入のうえ、提出前に必ず、提出内容及び書類の事前確認に窓口までお越しくください。その際に提出書類の記載内容についておたずねしますので、ご連絡のうえ、内容をご説明できる方がお越しくください。

なお、郵便、ファクシミリ、Eメールによる提案内容及び書類の事前確認は受付できません。

【提案受付・お問い合わせ 窓口】 一般社団法人横浜みなとみらい21

担当：事業推進部 福野・栗原

電話：045-682-4403

Eメール：info-erimane@ymm21.or.jp

住所：〒220-0012 横浜市西区みなとみらい2-3-5

クイーンズスクエア横浜 クイーンモール3階

(3) 提案の受付期間

平成28年12月1日（木）～平成29年1月20日（金）

午前9時～正午、午後1時～午後5時（土、日、祝日を除く。）

6 選考方法

【みなとコース [上限5万円]】

選考委員会による書類審査で選考し、助成の可否を決定します。ただし、公開選考会には必ず出席してください。助成を受けて行う活動の内容を紹介していただきます。

(1) 書類審査

平成29年2月17日（金）の選考委員会で選考します。審査結果は平成29年2月23日（木）までに提案グループに通知します。

【みらいコース [上限50万円]】

選考委員会による書類審査（第1次審査）及び公開選考会（第2次審査）で選考します。公開選考会では、当日に助成の可否と助成金額を決定します。

(1) 書類審査（第1次審査）

平成29年2月17日（金）の選考委員会で選考します。審査結果は平成29年2月23日（木）までに提案グループに通知します。

(2) 公開選考会（第2次審査）

書類審査（第1次審査）で採択された提案グループは、提案内容の発表を行っていただき、選考委員等による質疑応答を経て、助成の可否と助成金額を決定します。

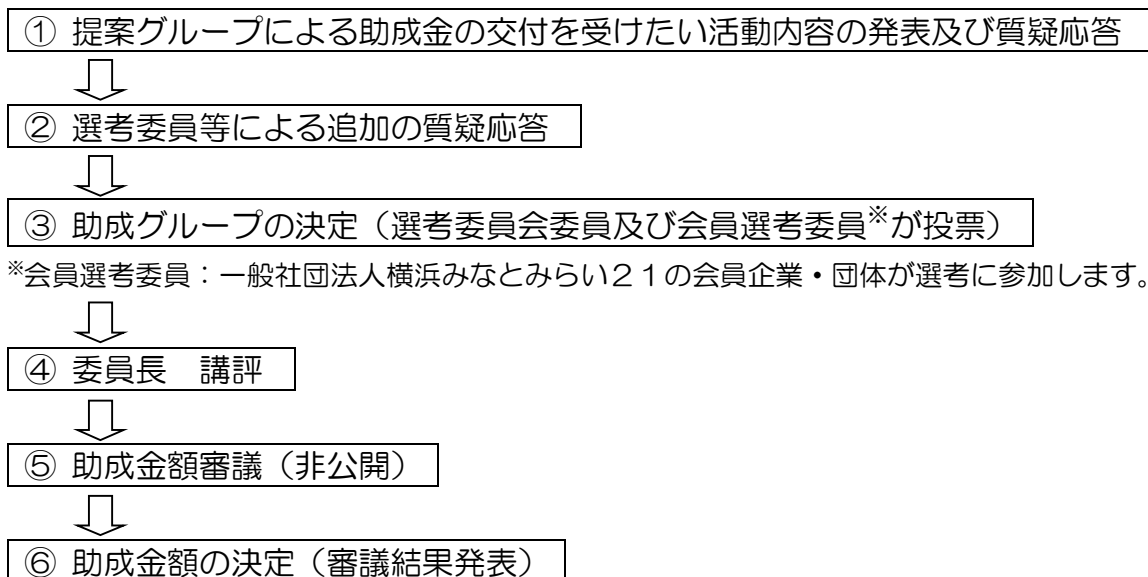
なお、公開選考会は、提案グループだけでなく、どなたでも参加できますのでお気軽にご参加ください。

日時：平成29年3月2日（木）午後1時30分～午後5時（予定）

場所：クイーンズスクエア横浜 クイーンモール3階 プレゼンテーションルーム

⇒ <https://www.ymm21.jp/about/aboutus.html>

公開選考会の流れ：



7 選考委員

みなとみらい21エリアマネジメント活動助成事業選考委員会

	委員名	現職
委員長	卯月 盛夫	早稲田大学教授
委員	清水 あつ子	CSRコンサルタント
委員	青木 晋	神奈川新聞社統合編集局編集総務兼編集総務部長
委員	朝比奈 ゆり	東京ボランティア・市民活動センター専門員、手づくり造園家
委員	大濱 宏之	横浜市市民局市民協働推進部地域活動推進課長
委員	斉藤 良展	一般社団法人横浜みなとみらい21専務理事

8 選考基準

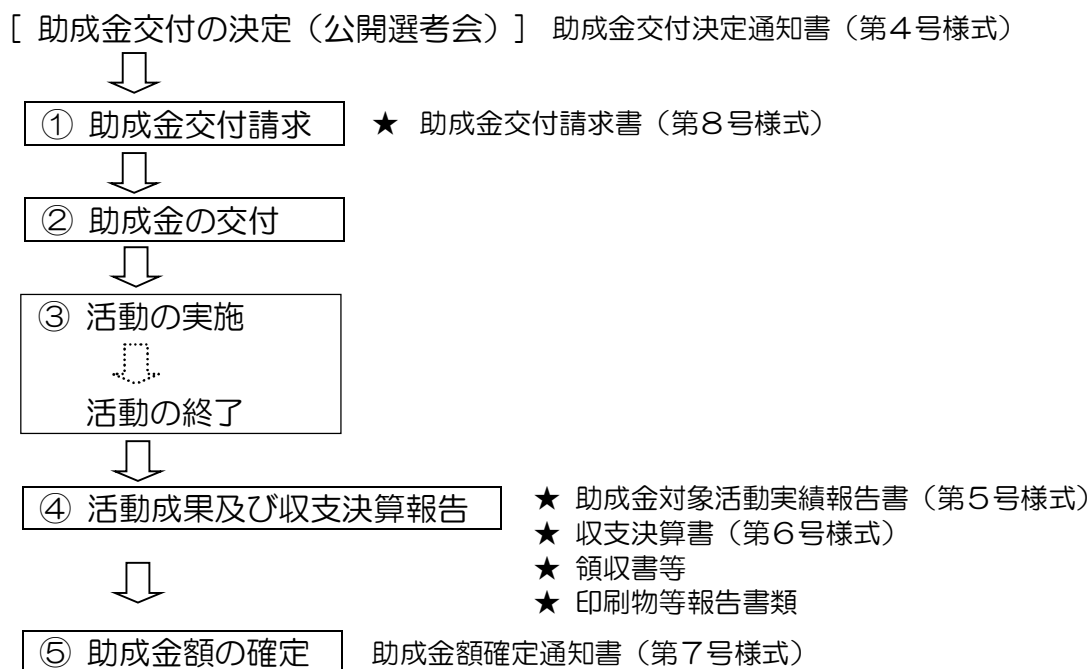
- ① 取組意欲
- ② 的確性
- ③ 地域性
- ④ 独創性
- ⑤ 実現性
- ⑥ 費用対効果
- ⑦ 継続性

9 資金面での支援以外の支援

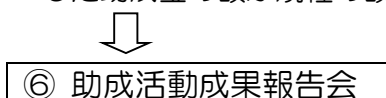
助成金の交付による資金面での支援以外にも、一般社団法人横浜みなとみらい21は、助成グループに対し、活動PRのほか、活動の実施に向けた横浜市等関係機関の調整支援や社団法人の会員企業との連携支援を行います。

10 助成金の交付決定後のフロー

助成金の交付が決定した提案グループは、以下の手順で手続き及び活動を行っていただきます。(★印は、提出いただく書類)



※ 活動成果及び収支決算内容を一般社団法人横浜みなとみらい21で審査した結果、交付した助成金の額が規程の額を超える場合は、助成金（一部）を返還していただきます。



11 その他

(1) 提出書類の公表

提出書類に付帯する著作権等一切の権利は、原則として一般社団法人横浜みなとみらい21に帰属することとなります。また、提出された書類については、一部（個人情報を除く）を横浜みなとみらい21公式ウェブサイト等で広く情報公開させていただきます。

(2) 活動内容の変更

助成金の交付を受けて行う活動の内容を変更及び中止をする場合は、事前に必ず一般社団法人横浜みなとみらい21までご相談ください。

(3) 活動成果の報告

助成金の交付を受けた提案グループは、助成金の交付の対象となる活動が完了した後、すみやかに実績報告書、収支決算書等を提出していただきます。また、助成活動成果報告会等において、活動の成果を報告していただきます。

(4) 助成金額の確定

活動成果の報告書類に瑕疵がない場合、報告書類に基づき、助成金額を確定します。その際、確定額が、交付額に満たない場合は、差額をすみやかに返還していただきます。

(5) 助成の取消し

助成金の交付後、次の場合は助成金交付の決定の全部又は一部を取り消しますので、助成金を返還していただきます。

- ① 提案資格要件に該当しないと判明したとき
- ② 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき
- ③ 助成金の他の用途への使用をしたとき
- ④ 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- ⑤ 法令違反等、その他一般社団法人横浜みなとみらい21が、助成を取り消すべきと判断する事実が判明したとき

☆ 当事業の詳細は、「横浜みなとみらい21 エリアマネジメント」サイトよりご覧いただけます。

⇒ <https://www.ymm21.jp/emga/grant.html>

【お問い合わせ先】

一般社団法人横浜みなとみらい21（事務局）

担 当：事業推進部 福野・栗原

電 話：045-682-4403

Eメール：info-erimane@ymm21.or.jp